



熊本県公報

第13307号
令和6年(2024年)
2月20日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告示		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課)	1
○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	(薬務衛生課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の廃止	(障がい者支援課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(//)	2
○熊本都市計画道路の変更	(都市計画課)	2
○熊本都市計画道路の変更	(//)	3
○大津都市計画道路の変更	(//)	3
○道路の区域変更	(道路保全課)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(//)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(//)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(//)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(//)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(//)	7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//)	7
公告		
○熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催	(環境保全課)	9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	12
登載依頼		
○熊本県農業振興促進審議会の開催	(農業振興促進審議会)	13
○令和5年度(2023年度)第2回熊本県医療審議会の開催	(医療審議会)	13

告示

熊本県告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援 アースフル 山鹿市山鹿438番地3	合同会社 アースフル 山鹿市山鹿438番地 猪島 光一郎	就労継続支援B型	令和6年(2024年)1月1日

熊本県告示第162号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項に規定する管理美容師資格認定講習会及び美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定したので告示する。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 講習会の主催者の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 所在地 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8階)
- 2 講習会の日程等
 - (1) 日程
令和6年(2024年)8月19日(月)、8月26日(月)及び9月9日(月)
 - (2) 講習科目
ア 公衆衛生
イ 理容所又は美容所の衛生管理
 - (3) 講習会の会場
熊本県婦人会館
(熊本市中央区水道町14-21)
 - (4) 受講料
20,000円

熊本県告示第163号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
就労支援B作業所 アースフル 山鹿市山鹿438番地3	有限会社 ワイエスプラン 山鹿市長坂字神床43番地1 廣石 貞治	就労継続支援B型	令和5年(2023年)1月2月31日
就労移行支援事業所 絆 球磨郡錦町大字木上北1935-1	株式会社 タケダ 球磨郡錦町西3604番地68 竹田 信義	就労移行支援、就労継続支援B型	令和5年(2023年)1月2月31日

熊本県告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援多機能型事業所 絆 球磨郡錦町大字木上北1935番地1	一般社団法人 絆 球磨郡錦町大字木上北1935番地1 竹田 信義	就労移行支援、就労継続支援B型	令和6年(2024年)1月1日

熊本県告示第165号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
合志市大字野々島字木原野及び字沖野の各一部
- 3 縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年（2024年）2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 都市計画の変更に係る土地の区域
合志市大字福原字宮ノ上、字上左右見、字馬立、字小迫、字久保田、字上村廻、字中村廻、字下村廻、字大久保、大字竹迫字古閑前、字屋敷、字御堂園、字柳本、大字幾久富字今井戸、字御手洗、字東谷、字下請地、字中原、字笹山、大字上庄字昭和、字壺ノ口、菊陽町大字原水字中堀川、字中長塚、字西上原、字北上原、字上長塚、字西佐渡原、字佐渡原、字大人足、字井手ノ上、字村上及び字古閑原上の各一部
- 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年（2024年）2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 都市計画の種類
大津都市計画道路
- 都市計画の変更に係る土地の区域
大津町大字室字北出口の一部
- 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）2月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	一勝地神 瀬線	葦北郡芦北町大字白石字白石 372番2地先から 葦北郡芦北町大字白石字白石 平 504番2地先まで	前	3.7 ～ 8.6	303.6	迂回路 の設置
			後	3.7 ～ 8.6		
				5.0 ～ 11.3	303.8	

- 区域を変更する期日 令和6年（2024年）2月20日

熊本県告示第169号

平成23年（2011年）8月23日熊本県告示第821号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9

項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
坂谷川	甲佐町上早川	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
坂谷川	甲佐町上早川	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第170号

平成28年(2016年)2月19日熊本県告示第151号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
陣内(小谷1)-2	益城町小谷	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第171号

平成27年(2015年)1月16日熊本県告示第46号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
麓3	益城町上陳	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第172号

平成28年(2016年)2月19日熊本県告示第149号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上揚2	甲佐町上揚	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
坂谷川4	甲佐町上早川	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
坂谷川5	甲佐町上早川	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
陳内(小谷1)-2	益城町小谷	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
麓3	益城町上陳	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
上揚2	甲佐町上揚	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤江川2	芦北町田川	別図1のとおり	土石流
上田川川-3	芦北町田川	別図2のとおり	土石流
田川川1	芦北町田川	別図3のとおり	土石流
中小場川1	芦北町米田	別図4のとおり	土石流

米田川川1	芦北町米田	別図5のとおり	土石流
米田川川2	芦北町米田	別図6のとおり	土石流
米田川川4	芦北町米田	別図7のとおり	土石流
百木川1	芦北町米田	別図8のとおり	土石流

(別図1から別図8までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
赤江川1	芦北町田川	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
赤江川3	芦北町田川	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
上田川川-4	芦北町田川	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
上田川川-5	芦北町田川	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
田川川2	芦北町田川	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
上久川川1	芦北町丸山	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
楮ヶ迫川1	芦北町丸山	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
米田川川3	芦北町米田	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
百木川2	芦北町米田	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
岩本C	芦北町田川	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
松原G	芦北町田川	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
松原H	芦北町田川	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
田川長伝寺A	芦北町田川	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
田川長伝寺B	芦北町田川	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

上久川D	芦北町丸山	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上久川E	芦北町丸山	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
上久川F	芦北町丸山	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
上久川G	芦北町丸山	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
松葉-3	芦北町丸山	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
庵の山	芦北町大野	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
米田日添A	芦北町米田	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
長崎A	芦北町丸山	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
百木B	芦北町米田	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
百木C	芦北町米田	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

(別図1から別図24までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上中7	山鹿市鹿北町岩野	別図1のとおり	土石流
上中9	山鹿市鹿北町岩野	別図2のとおり	土石流
長迫2	山鹿市鹿北町岩野	別図3のとおり	土石流
廣木2	山鹿市鹿北町岩野	別図4のとおり	土石流

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
男岳川支川2	山鹿市鹿北町岩野	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
男岳川支川3	山鹿市鹿北町岩野	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
男岳川3	山鹿市鹿北町岩野	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
竹の谷3	山鹿市鹿北町岩野	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
上中2	山鹿市鹿北町岩野	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
上中3	山鹿市鹿北町岩野	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
上中5	山鹿市鹿北町岩野	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
上中6	山鹿市鹿北町岩野	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
上中8	山鹿市鹿北町岩野	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
蕨芹1	山鹿市鹿北町岩野	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
長迫3	山鹿市鹿北町岩野	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
廣木1	山鹿市鹿北町岩野	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
下中1	山鹿市鹿北町岩野	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
上中10	山鹿市鹿北町岩野	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
上中4	山鹿市鹿北町岩野	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
男岳川4	山鹿市鹿北町岩野	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
男岳川5	山鹿市鹿北町岩野	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
竹の谷14	山鹿市鹿北町岩野	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
男岳11	山鹿市鹿北町岩野	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
竹の谷15	山鹿市鹿北町岩野	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
竹の谷16	山鹿市鹿北町岩野	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上中7	山鹿市鹿北町岩野	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上中8	山鹿市鹿北町岩野	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

開山5	山鹿市鹿北町岩野	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
開山6	山鹿市鹿北町椎持	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
赤岩1	山鹿市鹿北町椎持	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
開山7	山鹿市鹿北町椎持	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
廣木1	山鹿市鹿北町岩野	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
小栗	山鹿市鹿北町岩野	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
男岳12	山鹿市鹿北町岩野	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
赤岩2	山鹿市鹿北町椎持	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

(別図1から別図31までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第111号

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社ジェイウインド 代表取締役社長 齊藤 文彦
(2) 住所 東京都中央区銀座六丁目15番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 (仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム
(2) 種類 風力発電所の設置
(3) 規模 17,200kW

3 対象事業実施区域の位置

熊本県阿蘇郡西原村小森及び鳥子並びに菊池郡大津町外牧 他

4 公聴会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時
令和6年(2024年)3月21日(木)午後2時から午後4時まで
(2) 場所

西原村総合体育館 会議室(熊本県阿蘇郡西原村小森3161)

5 公聴会において意見を聴こうとする事項

「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」に係る環境の保全の見地からの意見

6 公述の申出に関する事項

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述人」という。)は、令和6年(2024年)3月7日(木)まで(必着)に、次に掲げる事項を記載した知事宛ての書面(以下「公述申出書」という。別添様式を参照のこと。)を提出するものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。)
(2) 連絡先の電話番号
(3) 対象事業の名称
(4) 環境の保全の見地からの意見の要旨(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

7 公述申出書の提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
封筒に「公述申出書在中」朱書きすること。

8 公述に関する注意事項

- (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
 - (2) 公聴会の会場及び時間について、公述人が多数の場合は変更する場合がある。(その場合において、あらかじめ公述人に通知する。)
 - (3) 公述時間(公述人が意見を述べる時間)については、一人につき10分程度を予定している。(公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。)
 - (4) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
 - (5) 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。
 - (6) 公聴会において発言できる者は、公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
 - (7) 対象事業の内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。
- 9 傍聴について
傍聴を希望する者は、公聴会の開始予定時刻までに、開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は受付順とする。なお、開催場所の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- 10 開催の中止等について
前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。
- 11 問合せ先
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号 096-333-2268

別 紙 様 式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

□ 公 述 申 出 者

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 連絡先 _____

(公述申出者の住所、氏名、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせする必要がありますので、必ず記載してください。また、法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名を記載してください。)

□ 対 象 事 業 の 名 称 「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム」

□ 意 見 の 要 旨

(準備書についての環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。※公聴会は説明会ではありません。県や事業者から説明や質疑応答、御意見に対する回答は行いません。また、公聴会は「意見書の提出」ではなく「会場で公述」していただくものです。なお、公述時間は御一人様10分程度を予定しています。)

Large empty box for writing the main content of the public statement.

・上欄に記載しきれない場合は、裏面もご利用ください。

・提出期限 令和6年(2024年)3月7日(木)

上益城郡益城町大字辻の城399番地1市ノ後団地8棟406号
戸田 功巳
戸田 浩子

登載依頼**熊本県農業振興促進審議会公告第1号**

令和5年度(2023年度)第1回熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催
します。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県農業振興促進審議会

- 開催日時
令和6年(2024年)2月29日(木)
午前10時30分から午前12時まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室
- 議題
(1) 会長の選任について
(2) 市町村の農業振興地域整備計画の変更について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう
え、事務局の指示に従って会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 連絡先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県農業振興促進審議会事務局(熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課
農振班)
(電話096-333-2365 ダイヤルイン)

熊本県医療審議会公告第2号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

令和6年(2024年)2月20日

熊本県医療審議会事務局

- 開催日時
令和6年(2024年)2月29日(木) 午後3時から午後4時まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県防災センター地下1階 B01会議室
- 議題
(1) 第8次熊本県保健医療計画の策定について(公開)
(2) 令和4年度(2022年度)医療提供体制推進事業費補助金及び令和4年度(20
22年度)医療提供体制施設整備交付金における事業計画の事後的評価における事業
計画の事後的評価について(公開)
(3) 医療法人の設立認可について(非公開)
- 報告
社会医療法人の認定要件の変更について(公開)
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付の上、
事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 傍聴に当たっての留意事項
新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のため、発熱等の症状がある場合は会
場に入ることができません。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)
(電話096-333-2205)